

第6回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成28年9月15日
地域振興課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について協議会（第6回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成28年8月30日（火） 午前10時～11時
2 場所 県庁第33会議室（第二庁舎4階）
3 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、河合総務部長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
オブザーバー：西垣岩美町副町長、山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、岩見八頭町副町長

4 議事及び協議概要

(1) 中核市移行の調整状況

ア 平成28年秋以降に予定される国（総務省、厚労省）のヒアリングの事前協議に向けて、県と市でこれまでに協議、調整した事項をヒアリング項目に沿って確認。

⇒県・市で中核市移行・保健所設置に係る考え方、方向性は共通認識となっていること、移行後の行財政状況等の個別具体的な項目について、県・市で引き続き調整しながら詰めていくことを確認。

イ 法令改正等に伴う精査等により、県から市に移譲する事務項目数が増加することを報告。
⇒個別の事務を正確に引き継ぐことはもとより、住民サービスが低下しないよう調整を進める。

2,213事務（平成27年11月現在） ⇒ 2,622事務（平成28年8月現在）

【主な増減理由】・保健所長権限事務の整理追加

・法改正による新たに中核市権能となったものの追加
（児童福祉法、感染症予防法、医療法など）

・国（総務省、厚労省）の精査による追加、削除
（社会福祉法、生活困窮者自立支援法、母体保護法など）

(2) 東部4町における住民説明会の開催、広報について

ア 県が市に委託する東部4町に係る保健所関係事務や市の事務執行体制（執務場所・人員配置等）の案が概ね固まる10月に、国への事前協議と平行して、市町と連携して、住民の方や関係団体等への説明会を開催する。

○県が委託者として、新たに市が設置運営する保健所の運営、サービスがどうなるかについて説明する。

○説明会における個別の要請に応じ、関係者を対象とした場を別途、設定することも予定。

主催者	鳥取県（各町の協力を得て開催、市も参加）
開催時期	10月中
開催場所	各町内の施設（数十人規模・各町1箇所を予定）
対象者等	東部4町の住民及び県から市への委託事務に関係する団体
説明事項	・保健所とはどのような機関か ・県が市に委託する保健所の事務の内容 ・委託に伴い県が市に対して行う支援の内容 ・鳥取市の新保健所の運営について など
説明者	福祉保健部、生活環境部、東部福祉保健事務所、東部生活環境事務所等の職員

イ 各町広報紙による広報

9月号から11月号にかけて、各町の町報で集中的な広報を実施する。

なお、12月号以降についても、適宜、保健所事務の内容等について、情報発信を行う。

5 主な意見等

- ・住民サービスを低下させないことが重要。そのことを担保できるようにお願いしたい。
- ・住民周知は必要。新庁舎整備までの暫定期間もあり、実際に保健所としてスタートする前に、窓口の変更など住民がうろたえてしまわないようにしっかり周知をお願いしたい。

6 今後のスケジュール

(1) 国ヒアリング（総務省・厚生省）

従来、県から提供されている行政サービスの水準が引き続き確保されるよう組織体制、施設、設備等について、中核市移行・保健所設置後も事務執行体制が確保されているか、県の人的支援等、適切な連携・協力関係が確保されているかを確認し、法定手続を迅速・円滑に進めるため実施されるもの。

[スケジュール]

H28. 10～ ヒアリングに向けた事前協議（総務省、厚生労働省）

H29. 1 総務省・厚生労働省ヒアリング

(2) 中核市の指定に係る手続き（地方自治法 252 条の 24）

中核市の指定は、都道府県の同意を経て、市の申出に基づき国（総務大臣）が行う。

[スケジュール]

H29. 3 ①市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出 [H29. 3 月市議会]

H29. 3 ②市議会が「中核市の申出」議案を審議し、議決 [H29. 3 月市議会]

H29. 4 ③市議会での可決を経て、市長が県知事に「中核市指定に係る同意」申入れ

H29. 5 ④県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出 [H29. 5 月県議会]

H29. 6 ⑤県議会は「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決 [H29. 5 月県議会]

⑥県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付。

H29. 7 ⑦市長が総務大臣に中核市指定を求める申出

H29. 11 頃 ⑧総務大臣は、市を中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立

【中核市指定の流れ】

